

和光市青少年問題協議会の問題と検討委員会設置、今後の在り方について 協議内容要点記録

■和光市青少年問題協議会の問題と検討委員会設置の経緯

- ・和光市青少年問題協議会（以下協議会）では、青少年関連の問題が複雑かつ広域に及ぶことから、各課所の中で、専門の協議会・審議会・部会等が立ち上がっており、青少年担当での特定の協議事項を設定することが現状、困難となっている。
- ・協議会の会長は市長と条例で定められているが、協議会での検討事項・結果を市（市長）に具申することは、市長が市長に具申することになるため、市長が協議会から外れる等、体制の見直しを行う必要がある。

上位法である地方青少年問題協議会法では、「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる」が改正され、市長以外の委員が会長となることも認められた背景もあるので市長が会長を外れることについての障壁はない。

- ・令和2年度は協議会を休会とし、協議会の今後の在り方を検討する期間とし、協議会から委員を選出し、検討委員会を開催し、今後の在り方を協議した上で条例改正につなげていく。

上記の3点について、令和2年度で協議していくと令和元年度第2回青少年問題協議会で決定した。なお、市長が会長を外れることは決定済。

■問題解決のための今後の在り方検討事項

協議会の存続も含め、会長や委員の人数、委嘱・任命者についても、協議会の今後の在り方として検討していく。

<検討委員会で検討すべき内容>

①協議会の存続

事務局案：存続すべき。

今回、協議会の見直しをかけるので、協議会を廃止すべきかどうかは、この見直しの結果を踏まえて徐々に判断していく。

委員：存続すべきで承認。

②協議会の開催頻度

現 状：年度で上半期1回、下半期1回に委員会を開催

事務局案1：従来どおりの定期開催とする

事務局案2：不定期の開催とする。

条例第2条1項にあるとおり、青少年の総合的な施策の樹立につき必要な事項を調査審議することが発生した時点で、会長が協議会を招集する。また、調査審議でなくとも、条例第2条2項にあるとおり、総合的施策の適切な実施を期するための関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的に情報交換会の側面をもつものとする。

委員：従来どおりの定期開催とすることに承認。

③協議会の体制

現 状：31人の委員で構成されており、会長が市長となっている。

事務局案：市長が会長から外れることとともに、協議会内において、より青少年関連の闊達な議論ができるよう委員の人数、委嘱・任命者を見直すものとする。

委 員：市長が会長から外れることについて承認。

事務局：委員の人数については、現状の人数は、(31名)多いと考える。

委 員：委員の人数については、現状の人数は、(31名)は多い。

事務局：今後の青少年問題協議会においては、青少年の関連している課として、保育施設課、生涯学習課、地域包括ケア課を委員として入れたいと考える。

委 員：青少年に関わる課だと思うのでいいのではないか。

関連している協議会や部会の情報を収集し、かつ集約している可能性が高いと思うので闊達な意見を出すための情報がいただけるかと期待がある。

事務局：委員数(選出団体)については、17人以内と考える。

委 員：承認

④和光市青少年問題協議会条例の改正

事務局：検討委員会の内容を踏まえ事務局で条例改正案を作成し、市長まで決裁をあげて、3月議会において議決をいただいた後、来年4月以降に、新たな委員の委嘱・任命をさせていただく予定である。

委 員：了承